

平成 29 年 度

第 8 回

多良木町農業委員会総会議事録

平成 29 年 11 月 10 日

多良木町農業委員会

平成29年度

第8回

多良木町農業委員会総会議事録

1 場所 役場委員会室

2 日時 平成29年11月10日(金)午前9時

3 出席委員

1	谷口 照幸	2	児玉 ちさ子	3	小田 康宣		
5	椎葉 史郎	6	田山 俊博	7	星原 一男		
9	西 辰郎	10	西 丈一			12	黒木 康徳
13	尾方 隆博	14	加藤 征一郎	15	藤本 優	16	益田 良則
17	林田 裕司	18	福嶋 重實	19	中野 友春	20	田中 英一

4 欠席委員

4	深水 良子	8	岩崎 正行	11	秋山 昇		
---	-------	---	-------	----	------	--	--

5 事務局出席

局長 川越 恭子	係長 佐々木 英人	参事 小田 智子
----------	-----------	----------

6 議事

日程第1

議事録署名

3 番

4 番

日程第2

議案第29号 農地法第2条第1項の農地・非農地決定について

日程第3

議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4

議案第31号 多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第5

議案第32号 事前調査委員の指名について

日程第6

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について

日程第7

報告第11号 許可不要転用届けの報告について

日程第8

その他

○事務局

平成 29 年度第 8 回多良木町農業委員会総会を開催いたします。

会長よりごあいさつをお願いします。

○会長

皆様、おはようございます。

今朝、かなり冷え込んでおりますが、お忙しい中に、当総会に出席をいただきましてありがとうございます。

今月 7 日に立冬を向かえまして、暦の中では、冬になりました。

朝夕は少しずつ冷え込むようになりまして、こここのところの晴天と放射冷却で、霧も発生するようになってまいりました。

庁舎周辺は今日は霧があまり見えませんが、球磨川以北、我々の住んでる所はかなりこういう霧が発生して、おりました。

季節は秋から冬に向かって、進んでおりまして、昼夜の寒暖差に比例して、紅葉も進んでいるようです。

今年は夏期の気温が高くて、基本的には夏が長いように感じておりました。

秋になっても、さほど冷え込みがなくて、紅葉が心配されておりましたが、先日ですね、紅葉の名所、八代市の五家荘という所で、見ごろを迎えたという報道がありましたので、調べてみました。

五家荘での、お勧めスポットは、千段轟の滝周辺のつり橋公園という所と、その右の吊橋の 2 カ所で、2 カ所ともつり橋から眺望すると絶景ですよということでした。

11 月中は、紅葉祭りが開催されておりまして、日曜日は車も多くて、一方通行の規制もあるので、できれば、来週の平日あたりがお勧めですよということでした。

今年も、秋の取り入れが概ね終わりました、農閑期に入っております。

ここらで一服というわけではございませんが、五家荘に限りませんが、たまには、紅葉とか、祭りの見物などで、心身共の、リフレッシュなどをしてみればと思います。

これからですね、放射冷却とか、換気の流れ込みによって、朝から気温が下がって、昼夜の温度差が大きくなってまいります。

風邪など引かないよう、気温にあった服装に心がけるなどして、健康管理には十分注意をしていただきたいと思います。

今日は、4 番、8 番、11 番から欠席届が出ております。

外の方は出席ですので、この会議は成立をしております。

先日から調査委員の方には、現地調査ご苦労さまでございました。

後ほど調査結果の報告をしていただきたいと思います。

○議長

それでは、これからの議事の進行につきましては、着座の上、進めてまいります。

すので、ご協力方よろしくお願ひいたします。

会議に入ります。

議事録につきましては、内容に影響の無い範囲で調整させていただくことにご了承をお願ひいたします。

では、日程第 1 の議事録署名委員の指名でございますが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

異議なしということですので、私から指名をさせていただきます。

3 番、5 番をお願いします。

書記につきましては、事務局の方をお願いをしております。

続きまして、日程第 2、議案第 29 号、農地法第 2 条第 1 項の農地、非農地の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

日程第 2、議案第 29 号、農地法第 2 条第 1 項の農地・非農地の決定についてを、お諮りいたします。

詳細は配布資料をご覧ください。

ご覧のとおりです。

地目は畑になっておりますけれども、山林の中にぽつんと 1 カ所だけです。

現況としましては、木が生えておりまして、何年も前から雑木林状態です。

農地に復元するための物理的な条件整備等が困難ということで、今回、ご審議いただくものです。

よろしくお願ひいたします。

○6 番

昨日ですね、私と 2 番、18 番と事務局で現地の調査を実施いたしました。

現地を見たところ、もう周りはずべて山林でございました。

農地として復元することも、これは非常に困難だと思います。

20 年以上経ってる様な大きな木が生えておりました。

現地に行く道もなくて、道をつくってまで復元するような、土地ではないようです。

○議長

この件について皆さんがた何かご質問なりご意見なりございませんか。

○13 番

20 年目からこの状態やったということで、なぜ今になって申請をされたのかっていうのを知りたいんですけど、

○事務局

山を処分したいということで相談にこられました。

その中に、農地があるということで、非農地にならないかということで、相談に来ら

れてました。

○議長

異議ございませんか。

はい、ないようですので、この件については、原案どおり決定をさせていただきます。

続きまして日程第3、議案第30号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

○事務局

日程第3、議案第30号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定につきまして下記資料のとおり、農地の権利移転等についての許可申請がありましたので、許可、不許可についての意見を決定していただくものです。

番号1番、ご覧のとおりです。

番号2番、ご覧おとおりです。

1番につきましては、譲渡し人は仕事の関係でこちらにおられることが少なく、農地を管理できない。

それから、2番につきましては施設に入っておられまして管理ができない。

ということで、現在、管理をされている親族の譲受人に譲渡されるそうです。

続きまして、番号3番、ご覧のとおりです。

譲り渡し人は、現在農業をされておらず、今まで、譲受人に農地の管理を任せておりました。

農地の管理を任せている譲受人に、譲渡したいということで、申請をされました。

ご審議よろしく願いいたします。

○2番

農地法に基づく許可検討事項について、議案第30号、1番と2番の説明をいたします。

昨日、11月9日6番18番事務局と私とで調査しました。

調査地は農振農用地区域内の農地です。

耕作または養畜の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

譲受人は常時農作業に従事すると見込まれます。

譲受人が耕作の事業に及すべき農地の面積の合計は13,006平方メートルで下限面積の5反以上です。

許可申請に係る農地は譲り渡し人の所有農地です。

譲受人は1番は兄弟、2番は親子、母と子の関係です。

申請後は農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

以上のようなことから、許可条項等による許可要件はすべて満たしていると考えられますので、よろしく願いいたします。

○議長

議案第 30 号の番号 1 番と 2 番の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かこの件について、ご質問なり、ご意見なりある方は、出していただきたいと思いますが、

○13 番

譲受人はどこに住んでおられるんですか。

○事務局

多良木の赤坂ニュータウンにすんでおられます。

実家は久米前原です。

弟さんが住んでいらっしゃるところです。

農業作業等に関しましては、実家に行ってそこから作業に行かれると伺っております。

所持していない農機具が必要な作業に関しては、委託されて農作業をされます。

林業関係の仕事をしながら、また農業されるということで、

○議長

ほかにございませんか。

はい、意見は無いようですので、1 番と 2 番は、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、番号 3 番についての説明をお願いします。

○2 番

3 番の説明をいたします。

調査地は第 3 種農地です。

耕作または養畜の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

譲受人は常時農作業に従事すると見込まれます。

譲受人が耕作の事業に旧すべき農地の面積の合計は下限面積の 5 反以上です。

許可申請に係る農地は譲り渡し人の所有農地です。

譲り渡し人は非農家で当農地の管理を譲り受け人に委託されていて、今後も自分で管理はしないということで、譲受人に譲り渡されるものです。

申請農地は農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のようなことから、許可条項等による許可要件はすべて満たしていると考えま

す。よろしくをお願いします。

○議長

ただいま、議案第 30 号の 3 番の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かこの件について、ご意見なりご質問なりある方は、出していただきたいと思いま

ないようですので、議案第 30 番号 3 番につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、日程第 4、議案第 31 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

議案の説明をお願いします。

○事務局

平成 29 年第 11 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による別紙計画書について、10 月 31 日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

まず、議事参与により退席された方の方をご説明します。

○事務局

別冊の集積計画書をごらんください。

資料 9 ページです。

ご覧のとおりです。

○議長

退席された方の議案の説明が終わりました。

ご意見を伺いたいと思います。

ご質疑ある方は出していただきたいと思います。

はい。

異議なしという事ですので、退室された委員の入室をお願いします。

改めて、議案第 31 号の議案の説明をお願いします。

○事務局

別紙計画書をご覧ください。

計画要請の内容につきましては、経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。

以上よろしくをお願いします。

○議長

これより、質疑に入ります。

何かご意見、ご質問等ある方は、出していただきたいと思いますが、ございませんか。ないようですので、全員賛成ということで、議案第 31 号は、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして日程第 5、議案第 32 号、事前調査委員の指名についてを議題といたします。

次回の総会をですね、来月 8 日午後 4 時から調査は前日の 7 日の 9 時からと予定をしております。

調査委員については 9 番、10 番、17 番を予定しておりますが、皆さんがたのご都合はいかがでしょうか。

それでは、異議無いようですのでよろしくお願いします。

以上で提案された議案の審議は終わりましたこれより報告事項に入ります。

日程第 6、報告第 10 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○事務局

日程 6、報告第 10 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、平成 29 年 9 月 26 日から平成 29 年 10 月 25 日までの分を、ご報告させていただきます。

4 件出ております。

ご覧のとおりです。

よろしくお願いします。

○議長

ただいまの報告について何かありませんか。

はい。

ないようですので、第 10 号はこれで終わります。

日程第 7 報告第 11 号許可不要転用届の報告についてを議題といたします。

○事務局

日程第 7、報告第 11 号、許可不要転用届の報告についてです。

詳細はお手元にあります資料となります。

文字も小さくて見にくいと思いますけれども、全部で 754 筆あります。

これは地籍調査によるものです。

該当事項は農地法の第 5 条第 1 項となっております。

よろしくお願いします。

地籍調査でこういう結果になりましたという、報告になります。

○議長

ただいま日程第 7、報告第 11 号の説明が終わりました。

何かこの件について、ご質問等がある方は、していただきたいと思います。

特に発言がないようですので、以上で報告第 11 号は終わります。

以上で提案しておりました議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたします。

議長

3 番

4 番

書記